

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った際、2年前まではさかのぼって納付できると聞き、その場で女性職員に3か月ずつの納付書を作成してもらった。加入後は、月に一度、自宅に来ていた銀行員にきっちり国民年金保険料を納めてきたが、さかのぼった2年間のうち、申立期間が未納となっているのは納付できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から昭和57年4月ごろに払い出されたものと推認でき、払出時点で、被保険者資格取得前に勤務していた事業所の厚生年金保険の資格喪失日（昭和54年2月1日）までさかのぼって資格取得したものとみられることから、加入手続の際にさかのぼって資格取得したとする申立人の主張と一致する。

また、特殊台帳によると、申立人は、昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料を57年4月11日に現金納付しており、以後、昭和55年度及び56年度の保険料については、申立期間を除き、申立人の主張どおり時効にかからないように3か月ごとに納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、さかのぼって保険料を納付していた時期においては、申立人の過年度保険料及び現年度保険料の納付書並びに申立人の夫の現年度保険料の納付書を銀行員に渡して納付していたとしており、申立期間の保険料を過年度納付したとみられる時期（昭和58年1月及び同年4月）に係る申立人及びその夫の現年度保険料（昭和57年度3期及び4期）は納付済みとなって

いることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和23年6月及び同年7月は600円、同年8月から同年11月までは1,800円、同年12月から24年4月までは2,700円、同年5月から同年7月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和23年6月1日から24年8月1日まで

私は、A社C支社から昭和23年6月1日に同社B支店に転勤になったが、同支店での厚生年金保険の記録が24年8月1日からになっている。継続して勤めているので、空白期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和22年11月1日から50年1月31日まで、A社）から、申立人が、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められるとともに、戸籍の附票により、申立人は昭和23年6月1日にD市から同支店管内のE市に転居していることが確認できる。

また、照会に回答のあった同僚3人（申立期間の厚生年金保険被保険者記録あり。）は、申立期間当時、申立人が同社C支店に勤務していたことを記憶しており、うち2人は、申立人は正社員であり、正社員は全員厚生年金保険に加入していたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同種の業務内

容の同僚の標準報酬月額記録から、昭和23年6月及び7月は600円、同年8月から同年11月までは1,800円、同年12月から24年4月までは2,700円、同年5月から同年7月までは4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月29日から同年5月6日まで
オンライン記録では、A社で昭和52年4月29日に資格喪失し、同年5月6日に資格取得となっているが、同年3月28日から現在まで空白期間なく厚生年金保険に継続加入し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことから、被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「年金記録に係る加入期間追加の申立書」等から判断すると、申立人は申立事業所に継続して勤務し（昭和52年5月6日に申立事業所本社からC営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所本社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が、昭和52年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、

事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月29日から同年5月6日まで
オンライン記録では、A社で昭和52年4月29日に資格喪失し、同年5月6日に資格取得となっているが、同年3月28日から現在まで空白期間なく厚生年金保険に継続加入し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことから、被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「年金記録に係る加入期間追加の申立書」等から判断すると、申立人は申立事業所に継続して勤務し（昭和52年5月6日に申立事業所本社からC営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所本社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が、昭和52年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、

事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月29日から同年5月6日まで
オンライン記録では、A社で昭和52年4月29日に資格喪失し、同年5月6日に資格取得となっているが、同年3月28日から現在まで空白期間なく厚生年金保険に継続加入し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことから、被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「年金記録に係る加入期間追加の申立書」等から判断すると、申立人は申立事業所に継続して勤務し（昭和52年5月6日に申立事業所本社からC営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所本社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が、昭和52年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、

事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月29日から同年5月6日まで
オンライン記録では、A社で昭和52年4月29日に資格喪失し、同年5月6日に資格取得となっているが、同年3月28日から現在まで空白期間なく厚生年金保険に継続加入し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことから、被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「年金記録に係る加入期間追加の申立書」等から判断すると、申立人は申立事業所に継続して勤務し（昭和52年5月6日に申立事業所本社からC営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所本社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が、昭和52年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、

事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月29日から同年5月6日まで
オンライン記録では、A社で昭和52年4月29日に資格喪失し、同年5月6日に資格取得となっているが、同年3月28日から現在まで空白期間なく厚生年金保険に継続加入し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことから、被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「年金記録に係る加入期間追加の申立書」等から判断すると、申立人は申立事業所に継続して勤務し（昭和52年5月6日に申立事業所本社からC営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所本社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が、昭和52年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、

事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私は、会社を退職した昭和59年12月に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、61年4月に国民年金第三号被保険者になるまで、市役所から送付されてきた納付書により、銀行又は信金で国民年金保険料を支払ったことを覚えている。保険料を納めたのに未加入になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年にA市で国民年金の加入手続をした時、国民年金手帳を提示したが、職員から手帳はいいですよと言われ、手帳にも何も書かれず返されたのでおかしいなど思ったとしているところ、申立人が所持している年金手帳のうち、申立期間当時のものとみられる手帳には、53年4月1日資格取得後、資格喪失等の記録は無く、61年4月1日に第三号被保険者として資格取得となっているものの、A市は、申立期間当時に市役所で加入手続を行った場合、年金手帳の記録欄にA市の刻印を押すことになっていたもので、刻印が無いということは加入手続が行われていないと考えられるとしている。

また、A市の磁気記録（被保険者の資格履歴データ、納付記録データ）によると、申立人が昭和59年1月に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、59年1月1日に資格喪失し、61年4月1日に第三号被保険者として資格取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間は未加入期間であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「保険料の納付は、納付書に記された納付期限日を目安に納付していたが、毎月だったような気がする。保険料額については、月額1万円は超えていなかったが、1万円近くは支払っていた。」としているところ、昭和59年度の月額保険料は6,220円、60年度の月額保険料は6,740円で金額

が相違する。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和53年8月から60年3月まで

私の母が、昭和55年8月ごろ私の国民年金の加入手続を行い、私は、53年*月(20歳)にさかのぼって資格取得した。その際、A市(現在は、B市)の国民年金の窓口で、母が勤務していた中学校の卒業生の職員がおり、当該職員に勧められて2年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。当時、私が入退院を繰り返していたことから、母に保険料を納付してもらい、その後の保険料も継続して母に納付してもらった。

ところが、私の母が納付したはずの申立期間の納付記録が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日(任意加入者)から、昭和61年3月以降に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、53年8月から58年12月までは時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付等を行ったとする申立人の母親は、昭和55年8月ごろに加入手続を行った際に、申立人の母親が勤務していた市立中学校を卒業した職員(20代男性)に保険料の^{そきゅう}遡及納付を勧められたとしているところ、B市では、職員の出身中学までは特定できないが、昭和55年度に国民年金業務を担当していた保険年金課年金第一係及び同課年金第二係には、当該中学の学区内に住所を有する職員はいなかったとしており、一方、手帳記号番号

が払い出された 60 年度には、国保年金課の賦課係（国民健康保険担当、年金係の隣）に当該中学の学区内に住所を有する男性職員（当時の年齢は不明で既に退職）がいたとしている。

さらに、申立人の母親は、国民年金の加入手続をした際（昭和 55 年 8 月ごろ）に過去 2 年分の保険料を一括して遡及^{そきゅう}納付し、昭和 55 年度の保険料は年一括払い、56 年度からは前納したとしているところ、オンライン記録によると、60 年度の保険料は、現年度納付となっており、申立人の手帳記号番号が昭和 61 年 3 月以降に払い出されていることを踏まえると、61 年 3 月又は同年 4 月に一括納付されたものとみられ、かつ、61 年度から平成 9 年 5 月までは保険料を前納していることが確認できることから、過年度納付（社会保険事務所（当時）が窓口）を除き、現年度保険料の納付については、申立人の母親の記憶とオンライン記録（申立人の手帳記号番号が払い出された時期及びそれ以降）とはおおむね一致し、手帳記号番号の払い出しを受けた当時の記憶と錯誤している可能性が考えられる。

加えて、B 市では、申立期間について旧 A 市の国民年金保険料印紙検認連名簿（国民年金手帳記号番号順の昭和 47 年度から 59 年度までの保険料の納付データ）に申立人の手帳記号番号は無く、国民年金保険料検認全リスト（住所地別の昭和 47 年度から平成 6 年度までの保険料の納付データ）にも申立人の氏名等はないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月から61年3月まで

私は、昭和53年5月から平成12年10月までA医院に勤務し、医師国民健康保険組合に加入していた。自分名義の預金口座に給料振込があり、国民年金の保険料も同口座から引き落とししていたと記憶しているが、申立期間の6年間は未納となっている。

また、社会保険庁(当時)から未納期間が第三号被保険者(申立人の夫の扶養)の時期であったと説明されたが、夫の扶養になったことも、役所に保険料の支払中止や再加入の手続をした記憶も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金保険料を申立人名義のB銀行本店の口座から引き落とししていたと思うとしているところ、同銀行本店では、「申立人名義の口座は、平成2年11月にお取引開始で、申立期間においては取引が確認できなかった。」と回答しており、かつ、申立人が住んでいるC市では、C市が口座振替を開始した時期は不明であるが、現在、B銀行本店とは、口座振替の取引契約をしていないとしていることを踏まえると、申立期間当時、保険料が同銀行から口座引き落としされていたとは考え難い上、申立人に申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法等について照会しても具体的な供述が得られない。

また、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者となった昭和51年12月1日に強制加入者から任意加入者に種別変更し、55年2月22日に資格喪失していることが確認でき、特殊台帳の記録とも一致している。

さらに、申立人が所持している年金手帳のうち、申立期間当時のものとみら

れる手帳では、昭和 48 年 4 月 1 日（強制）資格取得、52 年 2 月 22 日資格喪失、61 年 4 月 1 日資格取得となっており、申立期間は未加入期間となっている上、被保険者資格を再取得している時期（昭和 61 年 4 月）は、基礎年金制度が導入され、市町村が各種対策を実施した時期とみられることから、申立人も強制加入者として被保険者資格を再取得したものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から48年1月まで

昭和42年9月ごろ国民年金に加入し、A市役所の女性集金人に国民年金保険料を納付していたが、加入直後から48年1月までの約6年間は未加入となっている。この間の国民年金手帳は無くしており、納付記録は確認できないが、加入漏れと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和48年3月ごろに払い出されたものと推認できる上、夫婦連番で払い出されており、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、夫婦一緒に資格取得したものと考えるのが自然である。

また、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金任意加入対象者となり、制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続に係る記憶があいまいである上、申立期間の保険料について、毎月、2,500円から2,800円納付していたとしているところ、申立期間の始期の月額保険料は200円（昭和42年1月から43年12月まで）で、終期の月額保険料は550円（昭和47年7月から48年12月まで）となっており、申立人の主張と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 31 日から 43 年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた時に、社長から系列のB社に移るよう指示があり、他県にある同社の工場に勤務したが、申立期間①の約8か月間にわたって厚生年金保険の空白期間があるのは理解しがたい。

また、申立期間②について、C社には、昭和 55 年 10 月に入社しているのに、最初の9か月間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、同僚を記憶しておらず、申立期間①当時にA社又はB社に厚生年金保険の被保険者記録がある元従業員8人に照会したところ、申立人のかすかに覚えている者が1人いるものの、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、A社及びB社の当時の代表者（同一人物）は既に死亡しており、両社で役員をしていた者も申立人のことを記憶しておらず、勤務実態、保険料控除等について供述を得ることができない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において整理番号に欠番が無く、申立人の同原票は確認できない上、申立期間の前後の期間については、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致（事業所名不明）した雇用保険の加入記録はあるが、申立期間については雇用保険の加入記録は無い。

2 申立期間②については、申立人の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち一部期間にC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、照会に回答のあった同僚2人について、これらの者が記憶している勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間を照合したところ、1人は入社日の数か月後に被保険者資格を取得していることから、申立事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなく、従業員によって、その取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、当時の事業主は、申立期間当時の賃金台帳等資料は保管しておらず、保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、C社に係る被保険者原票では、申立期間において整理番号に欠番が無く、申立人の同原票は確認できない上、雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録とおおむね一致している。

- 3 このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 1 日から 30 年 8 月 11 日まで
私の夫がフォークリフトの運転手としてA市B町の事業所内で働いていた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無いが、その間も引き続いて勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立事業所における「常用労務者賃金支払内訳表」等を 12 枚保管しており、そのうち、唯一厚生年金保険料額等の記載がある年不明の 7 月分と記載された給料内訳表については、健康保険掛金、厚生年金保険掛金及び失業保険掛金欄の控除額から厚生年金保険被保険者期間となっている昭和 31 年 7 月のものと推認されるが、11 枚については税額以外に厚生年金保険の保険料の控除に係る記載が無い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページと前後 40 ページに記載されている被保険者 614 人のうち申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が 38 人おり、このうち 1 人は、資格喪失後、別事業所で一部期間について被保険者期間があるものの、申立人と同様に昭和 30 年 8 月 11 日に申立事業所で再度資格を取得している。

さらに、申立人は死亡しており、申立人の妻は申立人の同僚を記憶していない上、照会に回答のあった同僚から申立人の勤務実態及び保険料控除についての供述は得られない。

加えて、当該事業所の記録等を引き継ぐ機関では、申立期間当時の関係資料

は保管していないため、保険料控除等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 2 日から 42 年 10 月 1 日まで

私は、A社を退職した際に脱退手当金を受給したが、その後に勤務したB社を退職後に、B社とA社の厚生年金保険被保険者期間を合算した脱退手当金を受給したことになっている。

B社では、脱退手当金の請求手続をした覚えも無く、受給した記憶も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後に脱退手当金を請求し、受給したとしているが、同社における申立人の厚生年金保険被保険者期間は16か月であり、当時の脱退手当金の支給要件（24か月）を満たさない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後各2ページに記載されている女性について脱退手当金の支給状況を調査したところ、退職時に脱退手当金の支給要件を満たしている女性39人中、脱退手当金の支給記録がある者は11人（28.2パーセント）であり、支給記録がある11人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、全員脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるが、申立人には無いことから、申立人が同社を退職後に同社のみを対象とした脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、A社の後に勤務したB社の被保険者原票には、「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年1月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後に勤務したC社とでは別の記号番号となっており、脱退手当金

を受給したために別の記号番号となっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から 32 年 6 月 20 日まで

私は、昭和 31 年 6 月に A 社に入社したが、32 年 6 月 20 日に入社したことになっている。所持している 36 年当時の履歴書では、31 年 6 月に同社に入社したと書いてあり、船員手帳は紛失して持っていないが、約 1 年間、無保険で船員生活をするとは考えられないので、申立期間を船員保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 36 年 8 月に作成した履歴書及び照会に回答のあった元船員の証言から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚及び照会に回答のあった元船員が記憶している同僚は、いずれも申立事業所で船員保険の加入記録が無いことから、申立事業所では、船員保険の加入について従業員により取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、申立事業所の申立期間当時の社長の親族は、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除については不明としており、申立人が記憶している同僚等は、申立人の保険料控除については不明としている。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間について被保険者証記号番号には欠番が無く、申立人の名前も無い上、被保険者名簿に住所地として別の事業所名が記載されていたことから、当該事業所のオンライン記録を確認したが、申立人の名前は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控

除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。